

# 部落解放

## 第36回新潟県研究集会

# 報告集

- 日時** 2019年10月5日(土)  
午前10時から午後4時まで
- 会場** 村上市民ふれあいセンター、神林農村環境改善センター
- 主催** 部落解放第36回新潟県研究集会実行委員会  
部落解放新潟県研究集会実行委員会
- 共催** 村上市・村上市教育委員会

## 9 分科会の司会・助言者・報告者・記録者

	シンポジウム	パネリスト			記録者
第1分科会	部落問題入門	<p>コーディネーター 片岡 明幸 (部落解放同盟中央本部)</p> <p>パネラー 平田 大六 (前関川村長) 野田 尚道 (曹洞宗東岸寺住職) 長谷川 均 (部落解放同盟新潟県連合会) 小池ユリ子 (部落解放同盟新潟県連合会湯ノ沢支部)</p>			<p>伴田 寛明 (関川村立 関川中学校)</p> <p>見原 恵 (村上市立 朝日みどり小学校)</p> <p>木村 博 (村上市立 神林中学校)</p>
	分科会	司会	助言者	報告者	記録者
第2分科会	同和教育の推進	<p>立石 直子 (新潟県教職員組合)</p> <p>小池 毅 (関川村教育委員会 教育課)</p>	<p>秋山 正道 (新潟産業大学)</p> <p>嶋田 守雄 (部落解放同盟 新潟県連合会)</p>	<p>蜂屋 有希子 山本 悠太 (新潟県立村上桜ヶ丘 高等学校)</p> <p>和泉 宏行 (村上市立平林小学校)</p>	<p>藤原 晃徳 (柏崎市立 荒浜小学校)</p> <p>榊 厚志 (糸魚川白嶺 高等学校)</p> <p>中村 克行 (関川村立 関川小学校)</p>
	分科会	司会	助言者	報告者	記録者
第3分科会	同和行政の推進	<p>岡部 清美 (燕市市民生活部 市民課)</p> <p>島貫 徹 (新潟市市民生活部 広聴相談課)</p>	<p>村井 良一 (部落解放・人権政策確立 要求新潟県実行委員会)</p> <p>長谷川 サナエ (部落解放同盟 新潟県連合会)</p>	<p>遠山 泰 (新潟県福祉保健部 福祉保健課人権啓発室)</p> <p>伊藤 正仁 渋谷 道弘 (新発田市人権啓発課)</p>	<p>松村 祐子 (佐渡市立 相川中学校)</p> <p>西村 諭 (粟島浦村立 粟島浦中学校)</p> <p>仙田 満 (村上市立 西神納小学校)</p>
	分科会	司会	助言者	報告者	記録者
第4分科会	反差別共同闘争・ 狭山再審の闘い	<p>小池 武志 (部落解放同盟 新潟県連合会)</p> <p>太田 信一 (部落解放同盟 新潟県連合会)</p>	<p>武藤 斌 (にいがた文化の記憶館 事務局長)</p> <p>近藤 正道 (狭山弁護士)</p>	<p>石川一雄、早智子 (狭山事件冤罪被害者)</p> <p>別所 正紀 (部落解放同盟 新潟県連合会)</p>	<p>荒川 紀子 (上越市立 針小学校)</p> <p>山田 喜昭 (柏崎常盤 高等学校)</p> <p>伊東 寿明 (村上市立 山北中学校)</p>

## 第4分科会 反差別共同闘争・狭山再審の闘い

---

報告者	石川 一雄、早智子（狭山冤罪被害者）
	別所 正紀（部落解放同盟新潟県連合会）
助言者	武藤 斌（にいがた文化の記憶館事務局長）
	近藤 正道（狭山弁護士）
司 会	小池 武志（部落解放同盟新潟県連合会）
	太田 信一（部落解放同盟新潟県連合会）
記 録	荒川 紀子（上越市立針小学校）
	伊東 寿明（村上市立山北中学校）
	山田 喜昭（新潟県立柏崎常盤高等学校）

---

### 司 会：小池

時間になりましたので、第4分科会を始めたいと思います。最初石川さんご夫妻の報告を45分程度、その後近藤弁護士より15分程度、10分休憩をはさみまして、別所さんの方から報告を40分程度、その後武藤さんからの助言を20分程度ということで、スムーズに分科会を進めたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いします。

分科会の助言者、報告者を紹介します。助言者で、狭山弁護団の近藤正道さん、にいがた文化の記憶館の武藤斌さん、第1報告者の石川さんご夫妻、第2報告者の別所正紀さんです。

それでは、最初に石川ご夫妻の報告をよろしくお願いします。

### 報告1 「狭山第三次再審の闘い」

狭山冤罪被害者 石川 一雄

早智子

#### 報告者：石川 一雄

皆さん、こんにちは。午前中の全体集会に引き続き、この第4分科会、狭山の分科会に来ていただき、ありがとうございます。私の無実は明らかで、証拠品は揃っていますので、今の裁判官はおそらく机上論だけで片付けることなど今回はない、そのように確信しています。しかしながら、今の裁判官の軸足が権力の方に向いていますので、私の無罪は灰色の無罪か本当に潔白の無罪かという瀬戸際にいます。何故かといいますと、私の自白に基づいて発見されたといわれている万年筆が有罪の証拠となっています。確かに私の自白によって被害者の物が出てきたということが、私が犯人という理由なのでしょう。ところが、55年経ったおかげで、これが偽物だという科学的な鑑定が出されました。下山進・吉備国際大学名誉教授が作成した鑑定書です。私を有罪にした万年筆が被害者のものではないことを客観的、科学的に明らかにしています。

また、検察が47年間隠していた録音テープも開示させました。警察が公金で集めた証拠が、検察によって有罪を維持するために使われ、有罪立証するために公金を使って鑑定をします。検察警察は、有罪立証するために、自分たちに都合のいい証拠しか出しません。

事件発生当時、私は全く読み書きができませんでした。その私が脅迫状を書いたということや、被害者の万年筆が私の家から発見されたということ、犯行時間帯に、石川さんたちを見たという通報者もいたのです。それで同和地区の3人が逮捕される。そして、取調官が私に、彼らは、石川と一緒に女子高校生を殺したと自白しているというのです。ほかの二人が既に自白しているか

## 司会：小池

たいへんありがとうございました。ここが山場というお話でしたが、我々もがんばろうと思っております。皆さんの力を貸していただきたいと思います。

休憩後2部を始めます。これで1部を終了いたします。

## 報告2 「新潟日報の狭山差別報道糾弾闘争」

部落解放同盟新潟県連合会 別所 正紀

### 司会者：太田

新潟では狭山に対する闘いがいろんな所でありました。その中でも、新潟日報の記者の人たちが皆さんに、「この記事はおかしいのではないか」と果敢に真実を報道しよう、石川さんの無実のために闘った、という大きな出来事がありました。その報告を別所さんより報告をしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

### 報告者：別所

表題の新潟日報糾弾闘争については、5年前にも佐渡で開かれた研究集会で話しています。翌年の関川の集会でも触れていますので、聞いた方もあると思います。「二番煎じになる」と断ったのですが、「日報闘争のことを知らない人がたくさんいる。特に、若い人で、知っている人はいない」と長谷川均委員長から言われました。もう45年も前のことになるので、若い人たちが知らないのも無理もないな、と思い直して引き受けました。

狭山事件が起きたのは1963年5月1日ですけれども、この狭山事件発生以来、「新潟日報の狭山事件報道が差別報道であり、石川さん無実の立場で報道せよ」と要求して闘いました。そして1974年6月25日に、私を含めた編集局社員四人が逮捕されまして、12年間にわたって裁判を続けた闘争です。

先ほど石川早智子さんの方からもお話があったわけですが、改めて狭山事件の性格や狭山闘争の歴史的意義について簡単に触れて確認したいと思います。一言で言いますと狭山事件というのは、言うまでもなく部落差別を利用して無実の被差別部落青年を殺人犯人にデッチ上げた国家権力犯罪です。その点が他の冤罪事件とは決定的に違います。

5月4日に被害者の中田善枝さんが死体で発見され、その翌々日の6日、中田家で農業労働者として約2年間働いていた奥富玄二という男が、翌日に結婚式を控えているながら、農薬を飲んで井戸に飛び込んで自殺した。家族が結婚式の準備に追われている最中の出来事だったのです。善枝さんの死体発見現場から約200メートルしか離れていない場所に新居を建てていました。この男が有力容疑者と見られていたのです。

狭山事件の2ヶ月前、1963年3月末、東京都台東区で村越吉展ちゃんという5歳の男の子が行方不明になりました。4月7日の明け方、警察が周囲を取り囲みながら、母親が50万円だけ取られて犯人に逃げられた。帰ってきたのは、吉展ちゃんの履いていた片方の靴だけしか戻ってこなかったという事件がありました。

狭山事件では、吉展ちゃんの事件に続いて、またもや金を取りに来た犯人を取り逃がしただけではなく、有力容疑者の自殺で警察はさらに追い詰められました。当時の国家公安委員長は「こんな悪質な犯人は何としてでも生きたままフン捕まえなければ…」と歯ぎしりした」と5月7日付の埼玉新聞が伝えています。

続けざまに大失態を犯して、ごうごうたる世論の批判を浴び、国家公安委員長に尻を叩かれ、生きた犯人を捕まえる必要に迫られた埼玉県警は、奥富玄二の捜査を早々に打ち切ってしまう

した。そして一般社会の中に根強く存在し続けている被差別部落に対する差別的偏見と予断、狭山の人たちは部落の人たちのことを「よそ者」と言っているようなのですけれども、「あんな凶悪な犯行は『よそ者』の仕業に違いない」との差別的偏見を煽って、狭山市内の被差別部落に見込み捜査を徹底的に集中しました。被差別部落の青年たち約120人に捜査令状なしの違法捜査を展開したのです。事件のあった5月1日のアリバイ証明が難しく、血液型B型の男に狙いをつけて、石川さんを犯人にでっち上げたのです。極論すれば警察は被差別部落の人だったら誰でもよかったですね。事件の概要からすると、警察はこの犯行は一人でやることは無理だということを重々分かっていたので、他に部落青年2人を逮捕したけれど、複数犯にすると辻褃合わせが難しくなるということで、途中から石川さんの単独犯行に切り替えたにすぎないのです。本当にとんでもないでっち上げ事件です。

先ほども石川早智子さんがおっしゃっていましたが、この狭山裁判というのは差別裁判なのです。一審の浦和地裁での検事論告に、権力の差別思想が端的に表れているのです。1964年2月10日に検察官は、こういう風に言っています。「被告人が本件のような極悪非道な犯行をあえてするに至った直接の動機は金銭に窮した結果のいわゆる『金欲しさ』からであった。だがその根源を追究してみると、やはり被告人の生い立ち、環境が影響していることは否めない。被告人は家が貧困であったため、小学校も満足に行くことができず、11、2歳のとき、父母の元を離れて農家の子守奉公に行くようになったが、その後、被告人が18歳になるまで、2、3の農家を転々し、家庭的愛情に育まれつつ少年時代を過ごすというわけにはいかなかった。このような環境は被告人に対して、社会の秩序に対する遵法精神を希薄ならしめる素地を与え、それが被告人の人格形成に影響を及ぼしたであろうことは想像に難くない」。

こう言って死刑を求刑しました。差別によって圧迫され形成された被差別部落の貧困と環境が、あたかも「悪の温床」であるがごとく主張し、さらに何ら証明されていない主観的な推測によって貧困と環境が「人格形成に影響を及ぼした」と決めつけて、石川さんを犯人に仕立て上げたのです。検察はこの論告によって、国民の中に根強く広範に存在している、被差別部落住民なら、どんな悪事でもやりかねないという差別的な偏見、差別感情に訴え、それを煽ったのです。まさに差別裁判なのです。浦和地裁の内田武文裁判長は、この差別論告をなぞって追従し、初公判からわずか半年、12回しか公判を開かないスピード審理で、事件の翌年の1964年3月11日に死刑判決を下したのです。

獄中で必死に文字を覚えながら塀の外に向かって無実を訴える石川さんの闘いは、1969年11月、部落青年5人がその差別判決を下した浦和地裁を占拠して糾弾、全国の被差別部落に決起を呼び掛けました。この事もあって部落解放同盟は石川さん支援を決定して本格的支援に乗り出しました。石川さんの不屈の闘いによって、全国の被差別部落の人たちは石川さんの生い立ちを知り、石川さんと同じように子守奉公に出されたり職を転々としたりして歩んできた自らの生い立ちと重ね合わせて、「石川さんの運命は、我が運命だ」と全国の被差別部落の人達は思ったのです。そういう狭山思想が広がって、部落解放運動が大きく発展する推進力になったのです。この当時、狭山裁判の公判ごとに獄中の石川さんから寄せられたアピール、文字通り血の叫びは、公判集会に全国から駆けつける参加者に深い感動を呼び起こして、狭山闘争を発展させました。2審の寺尾判決前に石川さんの最終意見陳述の公判が1974年9月26日、行われたのですけれども、10万人を超える人が日比谷公園を埋め尽くしました。それほど大きく狭山闘争は盛り上がったのです。それによって解放運動は非常に大きな発展を遂げてきたのです。

前置きはそれくらいにして、日報闘争に移ります。先ほど、控え室でも石川さんから厳しく糾弾されたのですが、石川さんはマスコミに犯人にされたと言われました。全く私もその通りだと思います。この被差別部落に対する差別的偏見と予断が警察・検察・裁判所を捉えただけではなく、マスコミをも捉えたのです。そのことによって差別裁判がたやすく成立することになったのです。マスコミも警察発表を大量に垂れ流しをして、警察に積極的に協力、加担しました。もち

ろん新潟日報もその一端を担ったわけです

新潟日報は、1963年5月4日付の朝刊に第一報を載せています。「女高生、誘かいされる 身のしろ金 20万円要求 また犯人取り逃がす」の第一報から7月10日付朝刊の「石川を起訴」までほぼ70日間に66本の記事を掲載しています。このうち社会面のトップ記事は15本もありました。報道内容は徹底した「石川クロ」キャンペーンだったわけです。

特に問題なのは、石川さんに対する悪意に満ちた差別表現で、直接的に攻撃している報道です。まさに差別報道そのものであります。その典型が1963年5月24日付の社会面トップ「否認のまま送検へ」のサイド記事「死体発掘を見ていた」であります。

事前に配布した社会面コピーは文字が潰れて見えなくなっているところがあります。特に記事の出だし部分が判読不能です。「まさかあの若い衆が…」「やっぱり彼だったか」と書いてあります。続けて、ポイントだけ読み上げます。「狭山事件の有力容疑者、石川一雄を知る人たちの感想はまちまちだが、現に逮捕前日も夕方まで自宅近くの家屋新築工事場で兄と一緒に壁土をせっせとこねていた」一で始まっています。

全文が大問題なのですが、続いてポイントだけ少し読み上げます。「また去る4日、善枝さんの死体が発見された現場にも石川は来ていた。そのとき石川は、『たいした人出だな。ここでアイスクリームでも売ったらもうかるべえ』と語っていた。犯人だとすれば常識では考えられない異常性格な男だろう」。中略します。

「西武入間川駅近くのごみごみした一角に育った。入間川小から入間川中（現狭山市立東中）に進んだが、そのころから近所のチンピラたちといっしょにほとんど学校へも行かず、駅前の盛り場、所沢方面などを遊び歩いた。このため20年同中卒業（29年卒業の誤）のはずが、“義務年齢終了”ということで学籍から抜かれ、一雄にかんする記録は全然ない。当時の生活指導主任、畑本一夫先生は『家庭訪問しても親たちは全く無関心の放任状態で、本人のことも学校では全然わからずお手上げでした』と話している」。

中略しますが、このサイド記事はほかにもいろいろと問題があるのですが、最後に凄まじい事を言っています。「スラムに近い貧しい環境で小さいときからジワジワはぐくまれた反抗心と、不満が勝気な一雄の性格をゆがめたものと言える」。

こうしたマスコミ報道は、先に述べた1審の差別論告と軌を一にしており、マスコミ報道が先行して検察の差別論告を導き出したとさえ言えます。石川さんの怒りはいかばかりかと思われるます。

この記事が差別報道とする第一の理由は、「ごみごみした一角に育った」「スラムに近い貧しい環境」という表記は、露骨に被差別部落に対して、マイナスイメージを強調する差別表現です。私が最初に狭山現地調査に行ったのは今から46年前、1973年9月の初めですが、当時の石川さんの生まれた所は「ごみごみ」などしておらず、どこにもある農村の佇まいでした。現実とは全く違う「スラムである」とか、ことさらひどい生活環境であるかのごとく表現することによって、人々の意識の中に具体的に作られている被差別部落に対する一定のイメージ、差別観念に訴え、差別感情を生き生きと呼び起こしている典型的な差別表現です。取材記者は、石川さんの生地が被差別部落だと、百も承知で、「スラム」「ごみごみ」を使って、読者にそこが被差別部落だと想起させているのです。

石川さんの生地は、今ではもう見違えるほど開発され、市街地化されて様相が全く違っていますが、46年前の西武入間川駅（現狭山駅）はまだ木造駅舎で、武蔵野特有の鬱蒼とした雑木林がいたる所に連なっていました。

第2に、部落差別による圧迫によって強いられた貧しさから、石川さんが小学校も満足に行けず、家計を支えなければならなかった厳しい実態を、あろうことか「学校にも行かず駅前の盛り場などを遊び歩いた」というように事実を歪曲して悪口を浴びせているのは到底許されません。実に悪意に満ちた差別文章です。同和教育の視点に立つならば、学校が長欠児童を放置して実態

さえ全然知らないことこそが大問題で、マスコミはその責任こそ追及すべきであろうと思います。

第3に、「貧しい環境が一雄の性格を歪めた」と、何の根拠もなく極めて主観的で悪意に満ちた断定を行って、石川さんの性格を捻じ曲げて描いています。この歪めた表現によって、被差別部落の貧困と環境が、凶悪犯罪を生む温床だと決めつけていることを意味しており、一審検事論告の差別的偏見と予断とにつながっている。「常識では考えられない異常性格の男」と、すさまじい憎悪むき出しの決めつけに至っては、もはや論外で弁解の余地すらありません。こうした差別的偏見と予断に捉えられた新潟日報は、警察のでっち上げに加担しただけでなく、むしろ警察に先駆けて世論操作を行って、新潟日報は多くの読者に石川さんが殺人犯だと思い込ませたわけです。

配付したパンフレット「狭山差別裁判82号」（1980年9月発行）のコピーに新潟日報反戦青年委員会とありますが、1969年11月、日米安保条約を改定するために、当時の佐藤栄作首相が訪米したのですが、それに反対して「ベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）」が呼び掛けた新潟市内のデモに、急遽、新潟日報反戦の旗を作って2人で参加したのが始まりです。いわゆるノンセクト職場反戦です。

狭山闘争が大きく盛り上がっていく中で、ようやく私たちも狭山事件、狭山差別裁判の重大さに気付かされて、狭山現地調査、狭山学習会を重ね、1973年11月27日、東京高裁5人目の寺尾正二裁判長の下で再開された、第1回公判集会に参加していきました。

この再開公判に参加していく過程で、狭山事件発生当時の新潟日報の狭山報道を調べたら、先ほど述べた犯人でっち上げに積極的に加担した一大差別キャンペーンに出くわしたのです。私たちが日報に入社する以前のことはとはいえ、まったく無自覚にも石川さんがこういう報道をされていることに気付かませんでした。差別報道を不問にしたまま狭山再開公判集会に参加することは偽善だという結論に至りました。逆に石川さんを獄舎に閉じ込めたのは私たちマスコミ労働者でもあり、石川さんの糾弾の対象になっているのだ、ということにようやく気付いたのです。私たちマスコミ労働者が徹底的に自己批判して、自分たちの新聞の差別報道を告発し、自らが糾弾し抜くことによって、「石川さんは無実であり、狭山事件・狭山裁判は一貫して部落差別に貫かれている」という立場で新潟日報に報道させることだ、という結論にようやくたどり着きました。

再開公判直前に、編集局幹部に対して「狭山事件報道が差別報道であることを自己批判し、石川さんは無実であり、狭山裁判は差別裁判だとの立場で報道せよ」と、要求したのです。編集局長らは最初のうちこそ、話し合いに応じて内容を共同通信に問い合わせをするなど物分りの良い態度を示していました。

しかし、1974年1月に編集局長が交代しました。するとやがて編集局長は開き直ったのです。「人権侵害という面で配慮にかけられる点はあったかもしれないが、差別報道ではない。石川さんが無実であるという一方の側に立った報道はしない」と全面的に開き直りました。これに対して、私たちは、①狭山事件発生以来の紙面検証する場を編集局内に設けよ、②狭山差別報道紙面について被差別部落の人たちの生の声を聞く場を設けよ、と二つの具体的な要求に絞って編集局長に回答を迫ったのです。私たちの正しい問題提起が編集局内に一定程度、浸透し、同調する職場の人も現れたのです。慌てた会社は編集局長に対して「君らの意見は何回も聞いた。これ以上話す必要はない」と何を聞いても返事をしないダンマリ戦術を取らせたのです。

さらに、編集局以外の総務局や人事局、広告局などの管理職を総動員してきて、私たちを編集局長席の前から暴力的に排除しました。私たちは、この管理職を「社内機動隊」と名付けたのですが、この管理職に何を問いかけても「問答無用、仕事の邪魔だ」の一点張りで排除されました。社内機動隊に編集局管理職を入れますと、私たちの主張に理解を示す人も現れかねないと恐れたものと思われまふ。会社は業務妨害などの名目で、三次にわたる懲戒処分攻撃をかけて糾弾闘争を潰そうとしました。それをでも私たちが回答を迫ったため、管理職との小競り合いの中で、会社は暴力事件をでっち上げて1974年6月25日、私を含む4人を逮捕させました。そして検察は

なぜか3人だけを起訴しました。

この年の11月8日から新潟地裁で裁判が始まりましたが、わざわざ東京地裁から暴力法廷警備員を呼び寄せ、裁判所内に県警機動隊も待機させるという、あたかも日報反戦が暴力集団であるかのごとき予断と偏見をもって臨んできたのです。

さらに新潟地検の起訴状が大問題なのです。何を要求して対立し、争ったのかを一言も書いていない。狭山事件の「狭」の字もない代物でした。私たちの主張、新潟日報の狭山事件報道が差別報道であり、それに対する糾弾闘争であるということを覆い隠して、単純な暴力事件をでっち上げて、糾弾闘争を暴力事件にすり替えて裁こうとする策動でした。裁判所は、この検察側の意図に乗って、単純な暴力事件として早期に判決を出そうと、公判期日の一括指定や違法な証人決定など、次々と露骨な訴訟指揮を打ち出してきました。私たちの弁護団は大変優秀でして、まず裁判官は部落問題を全く分かってないし、ふさわしくないと裁判官忌避申し立て、部落問題に関する特別弁護人選任申請、この特別弁護人には狭山差別報道問題に取り組んだ当初から親身になって応援、助言をいただいた中山重夫さん（狭山弁護団主任弁護人の中山武敏さんの父）を申請しました。さらに公訴棄却申し立て、ついには弁護団の不出廷闘争など、あらゆる法廷戦術を駆使して徹底抗戦し、撤回させました。

そして検察側が出そうとしなかった糾弾相手の編集局長を、検察側証人として法廷に引きずり出すことに成功しました。検察側も事件経緯を立証するのに狭山差別報道糾弾に触れざるを得なくなったからです。編集局長に対する証人尋問を1年間にわたって行って、「石川さんが被差別部落の出身だとは知らなかったのだから、差別のしようがない」とする言い逃れなど、糾弾に対する日報の対応について審理させることができました。

さらに私たち被告側の証人として、1981年5月の第56回公判に、全国水平社創立の際、最年少メンバーだった、部落解放同盟奈良県連委員長で当時解放同盟中央本部統制委員長だった米田富さん、また、同年7月の58回公判に出廷していただいたのは、解放新聞編集長で、作家でもあった土方鉄さん。そして狭山事件発生当時、地元の町内会長で狭山市議員だった石川一郎さん、この3人を法廷に迎えることができ、裁判の争点を狭山事件、部落問題に据えて新潟日報の差別報道を裁く場を実現できたと思います。

はるばる奈良から来られた米田は当時80歳だったのですが、証言席で弁護士の質問に答えて、まず生い立ちについて述べられました。人口1千人近い米田さんの被差別部落では、「尋常小学校を出てまともに就職できた者は一人もいない。大阪などに出てようやく奉公先を見つけても部落出身だと分かると、即クビになって追い出された。もう生活の全てが差別に覆われていた」。大正の時代のあからさまで凄まじい差別の実態を、具体例を次々に挙げて、赤裸々に証言してくれました。

米田さんは18歳の時、陸軍和歌山連隊秋季演習が米田さんの地元1郡8か町村全部に宿営を割り当てて実施されたのですが、米田さんの被差別部落だけ除外されたのです。米田さんは、これは「差別だ」と青年団員を引き連れて役場に抗議しました。役場は「連隊司令部の指示だ」と言い逃れたので、米田さんは単身で和歌山連隊司令部に乗り込んで糺したそうです。そしたら役場が勝手に被差別部落を除外して宿舎を割り当てていたことが判明し、役場が嘘ついていたことが分かったのです。「差別してさらに嘘までつくのか」と役場に対する批判が高まり、平謝りする役場に対して、米田さんは「役場職員だけではなく、町民全体を啓蒙する講演会開催」を要求し、さらに部落史研究の先駆者だった京都大学の喜田貞吉博士を講師に呼ぶように要請しました。それが実現して町主催の講演会を成功させたのです。これが行政による啓蒙活動の始まりになったと証言されました。

青年団運動で被差別部落の環境改善などに取り組んでいた米田さんは、当時の雑誌「解放」大正10年(1921)年8月号に載った佐野学早稲田大学教授の「特殊部落民解放論」を読んで、「部落の人間が人間性に目覚め、その人間性を汚すものは、誰でも許せないと闘うしかない」という主

張に、期せずして、これだと奮起を促されたと述べられました。そして青年団主催の雄弁大会で米田さんが演説しているのを、西光万吉さんが聞いていて、全国水平社結成へ向けた運動に参加しないかと誘われたそうです。さらに水平社宣言草案文を協議した際、起草者の西光万吉さんが「犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ」は復讐の意味にも解釈される危険があるので、抜きましょうと言ったのですが、米田さんは「そのぐらいのことを書かなければ具合が悪い」と反対されたそうです。一番年少の米田さんが反対し、結局その箇所が残った、というエピソードも披露されました。

また、国の同和対策審議会の調査委員として策定に携わった答申の「国民的課題」についての考え方を詳細に、分かりやすく説明するなど、部落解放運動一筋の人生における体験と、その考え方を2時間にわたって熱弁を振るい、傍聴者、法廷に深い感銘を与えました。

第58回公判で土方さんは、まず「差別語が一切用いられていなくても読者が差別感情を組織されたら、それは差別表現だ。文章全体で評価する」と指摘しました。狭山事件について「狭山地域一帯の住民の差別意識に乗っかって、石川一雄君を人身御供にした事件だ」と断罪されました。

弁護士が、証拠請求していた新潟日報の紙面1963年5月24日付の朝刊、同日付夕刊、6月26日付朝刊の3枚の紙面を、証言席の土方さんの前に提示して、問題箇所を赤マジックで特定してもらいました。そして土方さんは「ごみごみした一角というのは、被差別部落を指す常套的な表現だ。農村にスラムはない。スラムに近い貧しい環境と補強している。そういう環境で育っていると反抗心がジワジワと育まれると、これは実に記者の独断であって、客観的記述ではない。その裏付けはどこにも書いていない。この文章からいけば、石川一雄君の町内の人間は全員犯罪者にならなければおかしいということになる。被差別部落に対して明らかな偏見をもった記者の書き方だ」と憤りをもって証言されました。

さらに「この記事は、石川さんを極めて悪人だと言うイメージを作るために、非常に巧な文章になっている。最初は、壁土をせっせとこねてと、良く働く真面目なイメージを描きながら、それをポンと逆転させて異常性格の男と断定していく、極めて悪質な文章だ」と弾劾されました。

夕刊について土方さんは、「『隣同士が親類同士という閉鎖的地域』、という言い方は、これは部落を指して言う言い方だ。被差別部落の人間は大体、結婚できないと考えている人が非常に多い。村全体が親類同士であり、しかも閉鎖的であると、これは閉鎖的ではなくて、周りを差別によって囲んでいるのだ。朝刊の記述にプラスされて、ますます強く部落を印象付けている」と、その偏見による記述ぶりを指摘されていました。

また私たちの糾弾相手だった編集局長が「石川さんが被差別部落民だと知らなかった」と主張したことについて、土方さんは「知らないから差別ではないというのは子どものような論法だ。この記事が読者にどういう影響を与えるかということが問題で、知らなかったからと言って、その責任は逃れられない。仮に知らなくて書いたとしても、その知らないということの持っている犯罪性が問題で、徹底的に改めてもらう努力をします。それを糾弾と言っているのです」と指摘した上で、「新聞記者が本当に真面目に真摯に部落の中に入って行って、部落の実態をその目で見て、読者に伝えていく重要性」を京都新聞や朝日新聞の具体例を挙げながら訴えられました。

石川一郎さんについては知らない人も多いと思いますが、狭山事件発生後の地元、埼玉新聞のひどい差別報道にたまりかねて、町内会幹部で協議し、「感情抑えがたきものがある」と具体的個所を列挙した抗議文を5月27日付の書留配達証明郵便で送りつけています。これに対する埼玉新聞の回答について、石川さんは証言席で次のように述べました。「『共同通信との共同態勢で取材し、両社の記事を併用しており、両社の記者とも同じような内容の原稿を書いている』、という返事がありました。埼玉新聞だけではなく、全国に売って商売している共同通信も、そんな目で見ていいのかとびっくりしました。この回答を得て、しばらくして共同通信の記者が来たので、埼玉新聞を見せて、こんな記事を書いていいのか、と厳しく糺した」と当時を振り返って怒りを込めて証言されました。

私たちの日報糾弾裁判闘争には、一般市民や学生など、いろいろな方に支援し、結集していただきました。とりわけ隣の部落解放同盟長野県連が毎回公判ごとに大量の傍聴団を派遣して支援してくれました。

1982年5月31日、私たちの一審判決公判があって、懲役3ヶ月執行猶予2年でした。この判決公判直後、同じ日の午後、解放同盟は新潟日报社と交渉をもちました。当時、部落解放同盟新潟県連準備会が結成されたばかりで、その準備会と長野県連の山崎翁助委員長を先頭に大挙して会場に詰めかけました。日報側は当時の常務取締役、編集担当重役、編集局長の3人。特に長野県連から「報道の自由はあっても、人権を侵すことはできない。『中学も行かず遊び歩く』との日報報道はどういうことだ。その差別報道を告発した社員に対して、暴力事件をでっち上げて告訴するとは何事だ」など手厳しい追及が多方面にわたって行われました。日報は「狭山報道は部落差別をしたわけではなく、人権の問題で遺憾だった」「共同通信からの配信記事で、共同通信を信頼してやっている」などと責任転嫁する弁明を行いました。

第2回交渉は、同年7月30日、長野県連は「共同通信の配信を受けて日報と全く同じ報道をした信濃毎日新聞は差別報道だと認めている。じゃあ、この信毎の紙面はそうじゃないというのか」と信毎の紙面コピーを渡して検証を迫りました。これに対して日報常務は「共同通信の配信の点検が甘いまま流してきました。総括的に日報の責任です」と、ついに差別報道を認めるに至りました。当時の新しい編集局長は「現在、このような記事が共同通信から来たら使わない」と言明しました。さらに日報の部落問題に対する認識が全く不十分であると追及されまして、解放同盟の幹部研修会への参加を約束して、確認書を交わしました。

「石川さんが逮捕されて以降のマスコミ一般の報道は差別報道であり、新潟日報も差別報道をいたしました。そのことの反省の上に立ち、指導者研修会に参加し、部落問題に取り組む第一歩としたいと思います」。

同じ1982年11月、常務ら3人が長野県連に出向いて長野県内の被差別部落の視察などの研修を行いました。このことによって、ようやく日報が部落問題に取り組む姿勢を見せ始めた一歩になったかと思います。

私たちの裁判自体は最高裁が1986年10月、上告棄却するまで闘いました。しかし東京高裁の審理段階で、差別報道を認めた確認書問題を持ち出したことや長谷川均県連書記長（当時）が法廷に出て証言してくれたこともあって、1983年の6月の高裁判決はこのように述べています。「日报社の報道が表現において配慮に欠くと主張する点において正当なものが含まれていた」と認定しました。差別報道というところまでは踏み込んだ表記はしませんでしたけれども、この認定を勝ち取ったことによって私は、事実上この裁判闘争に勝利したと思っております。

東京高裁へ審理が移ってからは、長野県連だけでなく、部落解放同盟関東ブロック協議会として日報糾弾裁判支援を決定し、関ブロ議長を先頭に各都県連の解放同盟員が傍聴席に詰め掛けて応援してくれました。さらに関東ブロックと新潟県連が日报社と交渉して1986年1月、「最高裁の判断がいかなるものであろうと、被告3君に対して新たな処分を行わない」との確認書を交わして、決着をみえています。

日報資本と権力からの攻撃によって強いられた裁判闘争だったのですが、この裁判闘争を逆にバネとして私たちは、石川さんの闘いと部落解放運動を県内に広めていくことに一生懸命取り組みました。逮捕された直後の8月に、土方鉄さんがシナリオを書かれた映画「狭山の黒い雨」の上映を日報反戦主催で成功させました。それとともに当時の県評（新潟県労働組合評議会連合）、今の連合の前身ですが、そこに働き掛けました。当時の議長は吉田正雄さん、高教組委員長で、衆議院議員になられたので、ご存知の方も多いと思いますが、その自宅まで直接お伺いして要請しました。県評は1974年9月の定期大会で、石川さんの無罪判決を求める決議を採択しました。これを契機に県評は狭山闘争に積極的に関わるようになりました。

当時、新潟県内には部落解放同盟組織というと上越支部しかなかったのですが、その上越支部

と県評を中心にして1976年8月、狭山映画「造花の判決」新潟県上映実行委員会を結成しました。「造花の判決」というネーミングは、2審寺尾判決の際、「八海事件」（1951年1月21日、山口県麻郷村八海、老夫婦惨殺強盗事件）の死刑囚の無罪判決を勝ち取ったことで勇名をはせた正木ひろしという弁護士が「寺尾判決は矛盾点を素通りした造花の判決である」と新聞にコメントしました。それにちなんで土方さんがシナリオを書いた映画です。県評が直接、映画を買い取ってくれたのです。県内20カ所で上映集会を開催し、約3000人の参加を勝ち取ることが出来ました。

この上映運動の成功をもとに翌77年5月、狭山闘争勝利新潟県実行委員会に発展させて、県内各地で独自の狭山集会やデモを展開しました。そして東京における狭山中央集会には解放同盟員と労働組合員、諸団体、一般市民などと一緒になって統一部隊で参加して運動を盛り上げました。私も実行委員会の事務局を務めました。

一方で私たちの運動は、やはり部落問題に関わるという点で決定的に不十分なところがあるという反省から、いろんな人に呼び掛けて新潟部落解放研究会を結成して、何としても石川さんの不屈の闘いを県内の未組織部落に広めようと、活動を開始しました。最初は私一人で直接、未組織部落に入って行ったのですが、とても大変で限界を感じました。そこでいろんな人に呼びかけて、新潟市西堀のお寺で部屋を安く貸してくれるところがあって、そこをよく借りて、学習会を重ね、ビラを作成し、狭山裁判の署名用紙を持って被差別部落に入っていました。

いろんなところに行ったわけですが、新潟県内は戸数が10戸未満の少数民族が圧倒的に多いわけです。村上市内の県内最大部落をはじめ、比較的大きな被差別部落が県北部に点在しています。そこでももに新潟市より北の被差別部落へ入って活動しました。1981年8月1日、足掛け4年かけて県内3つめの支部、解放同盟新潟田住吉支部の結成を勝ち取りました。3つめが出来たことで、翌82年3月、解放同盟新潟県連準備会の正式発足にいたりしました。

日報闘争に集まる人はたくさんいましたし、そういう人と一緒になって狭山闘争、部落解放運動を広め、盛り上げる一定の役割を果たしてきたと考えています。また、1988年1月の神林村差別行政糾弾裁判闘争の全面勝利に至る運動を一緒になって積み上げてきたと思います。

しかしながら、その後の県内における狭山闘争への取り組みは、率直に言って労働運動の低迷なども手伝って極めて不十分な状態が続いています。さらに村上市の未組織部落に長年関わりながら、未だに解放同盟支部の結成を勝ち取れていないことを痛苦に自己批判したいと思います。

「社会意識としての差別観念は一般的に、普遍的に存在している。差別観念は、自己が意識するとしないうちに問わず、客観的には空気を吸うように一般大衆の意識の中に入り込んでいる」という命題が昔よく使われました。被差別部落に対する差別的偏見と予断が、具体的な観念として人々の意識の中に形成されているからこそ、逆に警察は、石川さんを殺人犯にでっち上げることができたのです。部落解放運動が遅れてきた新潟県は、石川さんがでっち上げられた時の狭山市住民の意識より、もっと深刻な実態にあると思います。

2002年1月、十日町市の高校で、同和教育のアンケート調査に「部落は昔、本当に昔、罪を犯した人が集められ、閉じ込められた地域だ」と記載した生徒がいて、中学校時代に罪人起源説を習っていたことが分かったのです。さらに長岡市、燕市の高校でも次々と中学校時代のとんでもない差別ばら撒きの罪人起源説教育が判明しました。極めて悪質で何ら科学的根拠のない被差別部落に対する差別観念が、県民の中に広範に存在し、教師をもとらえていたのです。罪人起源説という凄まじい具体的な差別観念に対して、私たちはまさに、狭山差別事件・狭山差別裁判の闘いの内実をこそ対置して克服していかなければならないと思います。

日本は1997年の金融危機以降、金融資本だけではなく、経済全体が恐慌状態になったために、急速に経済構造転換させて格差社会を急拡大させ続けてきました。格差の拡大によって、しわ寄せは弱者へと向けられ、確信犯・鳥取ループ事件に代表される悪質極まりない差別事件が続発し、被差別部落住民への攻撃が激化しています。新潟県の同和教育の遅れとそのお粗末さは、被差別部落の子どもたちへの攻撃を放置したままの状態と言わざるを得ません。村上市で昨年、被

差別部落出身の高校生が自殺し、一昨年は同高校生の自殺未遂事件が起きています。これは氷山の一角に過ぎないと思います。

日報糾弾裁判の法廷で米田富さんは「よく新聞で出る、世をはかなんで自殺するとか、原因が抽象的でわからない自殺はたいがい、部落差別です。数年前2、3年にわたって大雑把な調査をしたことがあるんです。昭和52年(1977年)か53年に、その年、300人おりました。今ないのではなく、隠しているんです。自殺者の所在地を、解放同盟組織をも利用して照会するなどして調査しました」と、部落差別が大勢の命を奪っていることを証言されました。38年前の法定証言で、現在の状況がどうなっているか判然としないところはありますけれども、逆に子どもたちのいじめは激増し、職場におけるパワーハラスメントが横行して、矛先は一層、被差別部落へ向けられています。全国の年間自殺者数は、米田さんが調査された1977、78年ころは2万人余だったものが、金融危機が続いていた1998年には3万2863人に急増、高水準が続いて、状況が悪化し続けています。

米田さんは証言で「部落解放運動の目的は、差別される側だけでなく、差別する側の人間性の回復、解放をも目指している」と、人間の尊厳を取り戻す闘いの重要性を強調しました。

石川さんの無罪を未だ勝ち取れていない現実、部落の子どもたちの命を守り切れていない現実を直視し、米田さんの解放運動一筋の生きざまに学び、部落解放運動の原点に立ち返って、運動を強化しなければならないと痛切に感じています。

#### 司会者：太田

別所さんからは、日報社の話を頂きました。生々しく報告されました。最後に石川さんに対する無罪だとか新聞とかありましたけど、マスコミに対して石川さんからコメントを一言いただきたいと思います。最後に武藤さんから感想をいただきます。別所さん、ありがとうございました。

#### 報告者：石川 一雄

私が不当に逮捕されたのは、別所さんが言いましたように、とにかく犯人と思わしい人が結婚式を翌々日に控えていながら、被害者の死体が見つかった翌日に自殺してしまったからです。国家公安委員長は「狭山事件は生きた犯人を捕らえろ」と発表しました。いうことで、とりあえず嘘の目撃証言により、私たちは逮捕されてしまった。そして最終的には、私の単独犯行になってしまった。他の人たちは解放されましたけど、よくよく考えると、目撃者は、石川一雄と出会ったというのは嘘だったと取り消したのですが、また出会ったと言っているのです。

その後、被害者が殺された所を私は知りませんので、警察官の誘導のままに、警察官から書けと言われたので書きました。その目撃者という人が嘘をつかなかつたら、私たちは逮捕されなかったのです。とても腹が立って、その人の家にまで行こうと思ったのですが、手をあげたらもう1回刑務所に戻される。乱暴なことをしたら逆に私の裁判がマイナスになりますので、しません。でも一言いいたいです。真犯人は死んでしまってもいいのです。でも、国家公安委員長は、「生きている犯人を捕まえろ」と言ったわけです。それによって、白羽の矢が立ったのは、私たち同和地区の者だったのです。私たちが捕まったことが非常に残念でなりません。警察が焦ったのです。結果として私は嘘の「自白」をしてしまったわけです。いかなる事情があつたとしてもこんなに長い間皆さん方にご迷惑かけていることは誠に申し訳ない。

えん罪が晴れても、私自身は生涯差別をなくす運動に関わり続けたいと思っています。

ぜひとも無罪判決が勝ち取れるように、皆様の最大限のご支援、ご指導を頂きたいと思います。貴重な事件お時間をいただきありがとうございました。

私が不当に逮捕されたのは、別所さんが言いましたように、とにかく犯人と思わしい人が結婚式を翌々日に控えていながら、被害者の死体が見つかった翌日に自殺してしまったからです。国家公安委員長は「狭山事件は生きた犯人を捕らえろ」ということで、とりあえず嘘の目撃証言を

作ることになって、目撃者となった人は警察から言いなりになってしまったのではないかと思うのです。それがなかったとしたら、私の逮捕はなかったと思うのです。そういう嘘の通報があったために、私たちは逮捕されてしまった。そして最終的には、私の単独犯行になってしまった。他の人たちは解放されましたけど、よくよく考えると、目撃者は、石川一雄は嘘だったと取り消したのですけど、また出会ったと言っているのです。殺された所は一本の道しかなかったのです。私はその道を知りませんでしたけれども、警察官から書けと言われたので書きました。取り調べ官や捜査当局に意思疎通があったために、知らない合間にその道中にいたということになったのです。道中には5人の農作業の人がいたということも分かっています。その目撃者という人が嘘をつかなかつたら、私たちは逮捕されなかったのです。とても腹が立って、その人の家にまで行こうと思ったのですが、手をあげたらもう1回刑務所にも戻される。乱暴なことをしたら逆に私の裁判がマイナスになりますので、しません。でも一言いいたいです。自殺してしまった人は、被害者の人を当然知っていたでしょう。でもその人が死んでしまったのです。犯人は死んでしまってもいいのです。でも、国家公安委員長は、「生きている犯人を捕まえろ」と言ったわけです。それによって、白羽の矢が立ったのは、私たちなのです。私たちが捕まったことが非常に残念でなりません。国家公安委員長は「死んでいてもいいから捕まえ」と言っていれば逮捕されることはなかったのです。警察焦っちゃったのです。結果として自白がいかなる事情があったとしてもこんなに長い間皆さん方にご迷惑かけていることは誠に申し訳ない。これからも私は、また来たいと思います。差別にまつわる運動に生涯携わるという気持ちで、自分の健康だけは気を付けていきます。ぜひとも無罪判決なるように、皆様の最大限のご支援、ご指導を頂きたいと思います。貴重な事件お時間をいただきありがとうございました。

**司会者：太田**

石川さんありがとうございました。武藤さんお願いします。

**助言者：武藤**

最高裁までかなり厳しい12年間の裁判闘争を続けたことで、新潟日報社の幹部に、当時の狭山報道が差別報道だということ認めさせた事は大きな意義がありました。日報闘争の勝利はこの厳しい裁判闘争を継続したことと、もう一つは共闘の力が非常に大きかった。県評（新潟県労働組合評議会）組織、また被差別部落に対する働きかけ、すなわち解放同盟の組織化も目指した共闘運動が、勝利の大きな二本柱であったんじゃないかなと思っています。共闘が大事だということを一歩皆さんに訴えたいことです。4人逮捕されて3人が被告になって最高裁まで行って、しかも有罪になっているのです。普通の企業ならば3人とも解雇です。でもそれが解雇にならなかったのは、裁判で経営者側に自分たちは差別報道したのではないかということ認めさせたこと、合わせて闘争の周囲に県下の労働組合や長野県連、関東ブロックの解放同盟の人達の支援・共闘という輪が広がったことが、会社側に最終処分を断念させるところまで追いつめた。この結果が日報闘争の勝利だったと私は思っています。

**司会者：太田**

近藤弁護士も言っていますように、裁判はいよいよ大詰め正念場です。去年も頑張ろうといったわけですが、今年こそ、24歳で石川さんが逮捕され今年80歳。一時も早く自由な生活をしていただくことを断固として、今日来られた方を中心にして全県に広めていきたいと思います。解放同盟も全力を出して行きますので、是非取り組みをお願いしたいと思います。10.31の高裁での石川さんに対する勝利の判決の時、東京で大集会を行います。高裁の裁判長が6月で任期切れです。彼女に腹をくくっていただき、事実調べ、再審を何としても勝ち取りたい。皆さんからも職場から地域から仲間から取組みをぜひお願いします。今日はありがとうございました。